

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

国会議員の歳費月額は、昨年三月の法改正により、本年三月まで八十八万円に据え置く措置が講ぜられたのであります。本法律案は、これを、なお当分の間、八十八万円

に据え置くこととするとともに、政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講じようとするものであります。

委員会におきまして審査の結果、本法律案は可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。以上御報告申し上げます。

○公職選挙法改正に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

10	番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決	衆議院 委員会 託会 議決	備考
		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案		五八、三、一	五八、三、三 受領	五八、三、一 付託 (予)	五八、三、七 可決	五八、三、三 可決
						五八、三、一 付託 公職選挙 法改正調 査特委	五八、三、三 可決	五八、三、三 可決

衆議院議員提出法律案（一件）

第九十七回国 1 会	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付託委員会決議 五七、三三八 (予)	衆議院 付託委員会決議 五七、三三八 公職選挙法改正調査特委 未了	備考
---------------	----	----	--------------	---------------	------	---------------------------------	---	----

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

- 五八、 二、 一 内閣提出
三、 三 衆可決
三、 一八 参可決

要旨

本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で都道府県及び市町村等に交付するものの現行基準を实情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を最近における賃金及び物価の変動

- 一、最近における賃金等の上昇に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

等の状況に応じ実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきまして採決いたしましたところ、本法律案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○科学技術振興対策特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	提出月日	提出日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
40	技術士法案		五八、三、二一	五八、三、二一	五八、三、二五	付託委員会 議決 可決	付託委員会 議決 可決	

技術士法案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五八、三、一一 内閣提出
三、二五 衆可決
四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士制度の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、「技術士補」の資格を新設し、技術士補は技術士とな